

技能職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 5 月策定

沖縄県八重瀬町

八重瀬町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成19年度7月6日付け総行給第61号総財公第97号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官(公営企業担当)通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、八重瀬町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を次のとおり策定する。

1. 八重瀬町の現状

八重瀬町は、平成20年4月1日現在、技能労務職員は7人（学校給食員5人、その他2人（保育所調理員））となっています。

平成18年1月1日の市町村合併後、技能労務職員の退職補充を抑制しているため、平均年齢は年々高くなっており、平成19年7月3日に総務省が公表した「都道府県・指定都市の技能労務職員等の民間類似職種との比較」と比較すると、学校給食員、学校給食員以外の調理員は経験年数も長いことから、民間企業の平均給与月額を上回っています。

なお、平成18年4月1日に人事院勧告による大規模な給与構造改革を国に準じて実施しており、技能労務職についても給与の見直しを行っています。

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員データ

職 種	公務員			民 間（上段 沖縄県、下段 () 全国）		
	人数	平均年齢	平均給与	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与
学校給食員	5人	51.0歳	292,000円	調理員	42.9歳 (41.5歳)	185,200円 (256,800円)
その他 (学校給食員以外の調理員)	2人	46.9歳	247,000円	調理員	42.9歳 (41.5歳)	185,200円 (256,800円)
計・平均	7人	49.9歳	279,000円	調理員	42.9歳 (41.5歳)	185,200円 (256,800円)

※ その他 (学校給食員以外の調理員)は、保育所の技能労務職員です。

※ 平均給与とは、基本給のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務の手当額の合計です。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査においてデータを使用（平成16～18年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与

	学校給食員		その他(学校給食員以外の調理員)		計・平均	
	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人
～27歳						
28～31歳						
32～35歳						
36～39歳	－ 円	1 人			－ 円	1 人
40～43歳			－ 円	1 人	－ 円	1 人
44～47歳						
48～51歳						
52～55歳	312,000円	3 人	－ 円	1 人	298,000円	4 人
56～59歳	－ 円	1 人			－ 円	1 人
全 体	292,000円	5 人	247,000円	2 人	279,000円	7 人

※ 一人の箇所の平均給与額は、個人情報観点から掲載していません。

※ その他 (学校給食員以外の調理員)は、保育所の技能労務職員です。

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

八重瀬町現業職員の給与の種類及び基準に関する規則 別表 1「技能労務職給料表」を適用しており、国家公務員の行政職俸給表(二)を適用しています。(ただし、級は5級まで)

② 各種手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・期末勤勉手当、特殊勤務手当をそれぞれ該当者に支給しており、一般行政職員と同じです。

種 類	内 容	備 考																
扶養手当	配偶者 13,000 円、配偶者以外 6,500 円（ただし、配偶者がいない場合の一人目は 11,000 円）	国と同じ																
住居手当	借家 27,000 円（限度額）、持家 2,500 円	国と同じ																
通勤手当	住居から勤務公署まで（2km 以上 5km 未満 2,000 円． 5km 以上 10km 未満 4,000 円． 10km 以上 15km 未満 6,500 円． 15km 以上 8,900 円の職員に支給）																	
期末・勤勉手当	<table><tr><td>区分</td><td>6 月期</td><td>1 2 月期</td><td>合計</td></tr><tr><td>期末手当</td><td>1.40 月</td><td>1.60 月</td><td>3.00 月</td></tr><tr><td>勤勉手当</td><td>0.725 月</td><td>0.725 月</td><td>1.45 月</td></tr><tr><td>合計</td><td>2.125 月</td><td>2.325 月</td><td>4.45 月</td></tr></table>	区分	6 月期	1 2 月期	合計	期末手当	1.40 月	1.60 月	3.00 月	勤勉手当	0.725 月	0.725 月	1.45 月	合計	2.125 月	2.325 月	4.45 月	県（4.35 月） 国（4.50 月）
区分	6 月期	1 2 月期	合計															
期末手当	1.40 月	1.60 月	3.00 月															
勤勉手当	0.725 月	0.725 月	1.45 月															
合計	2.125 月	2.325 月	4.45 月															
特殊勤務手当 （暴風時勤務手当のみ）	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において特に勤務を命ぜられた職員 1 時間につき 500 円																	

③ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給しています。

2. 基本的な考え方

職員の定員管理については、八重瀬町集中改革プランに基づき、職員数の定員管理の適正化と財政健全化の両面から、可能な限り施設の民営化や業務の民間委託を行うこととし、新規正規職員の採用は行っておりません。

給与等についても、国に準じて行政職給料表（二）を適用しており、今後も適正な運用に努めます。

3. 具体的な取組内容

① 定員について

平成11年度以降技能労務職員の新規採用はなく、退職者不補充となっています。平成20年度においては、2名を一般行政職へ職種変更を行っており、今後においても、技能労務職の職種については基本的に退職者不補充で非常勤職員を活用することとし、民間移譲、民間委託等を含め検討していきます。

② 給与について

現在、国に準拠した行政職給料表（二）の取扱いとなっており、見直しは考えていません。今後も引き続き適用し、適正な給与水準を維持します。

③ 各種手当について

平成19年4月より、暴風時勤務手当のみを残し、特殊勤務手当を廃止しました。また、平成20年度より勧奨退職時の特別昇給制度を廃止しました。各種手当については、一般行政職員と同じであり、現在のところ見直す予定はありません。

④ 昇給のあり方について

技能労務職員だけでなく、一般行政職員についても、人事評価制度の導入が検討されています。

4. その他

技能労務職員については、平成20年4月現在で平均年齢が49.9歳と高齢化しており、業務の民間委託や事務事業の見直しは必至の状況にあります。平成20年度から平成27年度までの今後7年間に於いて、5名（技能労務職員7名の内）の技能職員が定年退職となることから、その不補充部分の業務については、民間委託、民間移譲や非常勤職員等の任用で対応したいと考えています。今後は、年度ごとの技能労務職員の定年退職状況を注視しながら、縮小した業務に従事する技能職員については、その職務内容を考慮しながら職種変更を行っていきます。

※ 年度別退職者数

年 度	定年退職者数	在職者数	定年退職者内訳
20年度	0人	7人	
21年度	0人	7人	
22年度	1人	6人	学校給食員1人
23年度	0人	6人	
24年度	0人	6人	
25年度	0人	6人	
26年度	1人	5人	学校給食員1人
27年度	3人	2人	学校給食員2人、学校給食員以外1人
28年度以降	2人	0人	学校給食員1人、学校給食員以外1人